

平成27年度 第1回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

■日時 平成28年2月10日（水）午後1時30分～3時00分

■場所 宇都宮市中央生涯学習センター 2階 205・206 学習室

■出席者

1 委員

高橋委員，檜山委員，興野委員，渡辺委員，中澤委員，麦倉分科会会長，江田委員，池本委員，清水委員（順不同）※欠席 鈴木委員，齋藤委員

2 事務局

障がい福祉課長，障がい福祉課課長補佐，障がい福祉課係長，障がい福祉課担当者

3 傍聴者

なし

■会議経過

1 開会

2 あいさつ

3 委員・事務局紹介

4 議事

(1) 報告事項

「障害者差別解消法」の施行に伴う本市の取組について

委員

障がい者の差別の解消については，窓口の職員も，民生委員も，一人ひとりが認識を持ち，障がい者に対し，優しい気持ちで接することが大切である。

委員

障がい者に対し，合理的配慮を必要とする際には，障がい者の方から「こうしてほしい」と伝えるべきである。

宇都宮市職員の対応要領について，市長部局や消防，教育委員会など，各部局によって多少なりとも中身を変えて作成・実施をするのか。例えば，消防については，聴覚障がい者の問い合わせに対し，電話のみの対応となっている部署や窓口があるのではないかと。聴覚障がい者が自分のいる場所を通知し，消防等にアポイントをとることができるよう，とくに災害時などの緊急時にも，FAX やメールでの対応について，要領に記載する必要があるのではないかと。

事務局

ご指摘については，悩んだ点である。合理的配慮の方法は，場面によって違うので，記載には限界

を感じているところである。対応要領では、基本形を示すため、具体例は、行政の事務事業のあらゆる場面で汎用性があるようなものを載せており、配慮の方法が他の行政とは異なることが想定される教育現場については、文部科学省の対応指針等を参考にしながら記載している。合理的配慮の提供は、場面ごとに異なるため、参考資料として、障がいごとに異なる合理的配慮の方法や、基本的な支援のポイントについて記載することで、どのような場面でも応用して使えるようにした。

今後、障がい福祉課において、合理的配慮の相談に応じ、事例を積み上げていくことで、対応要領を補填していく。現在の対応要領は完成系ではなく、出発点であると捉えている。

地域協議会でも同様の議論があった。市役所は行政として、一定の配慮が必要であることは承知している。地域協議会の仕組みも強化し、対応する。

委員

各省庁の対応要領は、内閣府のものを参考にしており、あまり独自性は見受けられないようだが、今回、宇都宮市が対応要領を策定するにあたり、市の独自性があれば紹介してほしい。

また、地域協議会の位置づけであるが、宇都宮市に1つなのか。地区別に設置するのか。また、協議会のメンバーや形式を教えてください。

事務局

まず、対応要領における市の独自性についてだが、内閣府の対応要領は、条文形式となっており、職員には理解しづらいため、職員への分かりやすさを重視して作成したことが挙げられる。

資料にも掲載した、ケース1、2、3において、差別的取り扱いの窓口の例を掲載しており、職員に悪気がなくとも差別となり得ることを事例として盛り込んでいる。職員の気づきに繋がればと思う。

次に、地域協議会について、既存の障害者自立支援協議会は、当事者団体や民生委員、自治会連合会、相談支援事業所など、26名で組織された会であり、各分野での連携を図りやすい会であることから、自立支援協議会が地域協議会の機能を担うこととする。この件については、1月26日の自立支援協議会です承を得ている。市役所内での差別や、民間・公共交通での合理的配慮など、具体例を報告し、情報共有等の役割を担うもので、年に数回の開催を予定している。

委員

栃木県の地域支援計画策定会に出席したが、ソーシャルインクルージングについて、貧困、失業、外国人等となっており、そこに「障がい者」は含まないのかと聞いたところ、県は障がい者を追加すると回答していた。また、地域包括ケアシステムについて、包括支援センターを設置しているが、精神障がい者の相談について、門前払いをされたという事例もある。精神障がいについて対応できないのであれば、他の機関を紹介すべきである。そうでなければ「包括」とは言えない。県は、「包括」には、精神障がいも含まれるとしている。

他に、学校教育の中でも、精神の教育を取り入れてほしいと考えており、県は取り入れていくとのことで、市の方でも同様の対応をお願いしたい。校長会や教育委員会に頼んだが回答もない現状である。学校の先生方にも精神障がいについて理解していただき、障がいの早期発見、早期治療につなげてもらいたい。障がい福祉課より、教育委員会に推して行ってほしい。

委員

昨日、県において地域福祉計画策定の会議があったため、それを受けてのものである。市の方から何か意見があれば。

事務局

いただいたご意見については、市の担当部署に伝えておく。

委員

障害者差別解消法は障がい者福祉を前進させる素晴らしいものだと思う。相談窓口について、障がい者の中には、全身性の障がいを持っているなど、市役所まで行って相談することが負担になる方が多い。足の確保が難しい方が、気軽に相談できる出前相談など、支援体制を整えて周知していったらどうか。

事務局

障がい者に限らず、様々な機会支援を実施していくのは福祉部門の永遠の課題であると捉えている。窓口まで来ずとも、電話や FAX、メールでの相談も可能である。電話等で相談を受けたのち、必要であればケースワーカーが直接、本人とともに支援を行っていくことができる。なるべく多くの相談をいただくことに、まずは力を使いたい。

委員

職員の人材育成が必要である。例えば、窓口での手話のあいさつなど、障がい者への理解を示す対応をしていくことは大切で、ちょっとしたコミュニケーションにより障がい者の意図を汲み取りやすくなり、窓口のたらいまわしの防止にもつながる。

事務局

窓口での挨拶は大切である。宇都宮市長も手話を使って挨拶をするし、私（課長）も団体訪問の際は手話で挨拶するようにしている。また、障がい福祉課内でも、全員手話でのあいさつの朝礼を実施している。今いただいたご意見を踏まえ、対応要領の中にも手話での挨拶を入れていきたい。

委員

合理的配慮の基本的な考え方についてだが、均衡を失しないことが必要である。合理的配慮の例として、窓口において、人の多い所が苦手な方に特別な部屋を提供したり、順番を前にしたりというものがあるが、均衡という点でどうであろうか。合理的配慮は、他の人と同じ権利を行使するために必要な調整であり、特別扱いではない。均衡という観点も対応要領に記しておくのも良い。障がい者との対応において、どう調整していくのか、どう住みよい社会をつくるのかを考えていくことが大切である。

事務局

この法律は、障がい者を優遇するためのものではない。障がい者とのやりとりの中で、どのように対応するかを考えていくものである。

委員

この法律を受けて、基礎的な環境を整備し、立つべきスタンスを決めるのが良い。合理的配慮は個人の申し出に応じて、個別的取り扱いが必要なものであり、対応の際は、合理的配慮の本来の意味を考えるべきである。何もかも合理的配慮をしてくださいというのは難しいことである。

事務局

ご指摘の点は、とても難しいものである。絶対的な対応というものはなく、相手が何を必要としているのか、コミュニケーションをとって理解することが一番大切である。障がい者と基礎的関係を築いていくことが必要であると言える。

委員

ここまでは配慮、ここまでは行き過ぎ、というのを個人が考えて対応すべき。

委員

施設の職員に対し、合理的配慮について、研修を実施したが、合理的配慮は非常に難しいものだが、結局は利用者により沿うことだと考え、日々支援をしている。配慮より支援の内容が大切である。地域協議会ではどれだけの情報が蓄積され、吸い上げられるのか。何ができるのかを話し合っていく必要があり、地域協議会がそういう場にならねば意味がない。

事務局

ひとつ事案を紹介する。全身性の障がいがあり、車いす利用者の市民の方から、病院において車いす介助をしてもらえなかったと相談があった。病院に確認したところ、その相談者は患者ではなく、通りすがりの方であるという話であり、再度相談者に連絡をしたところ、いつも介助をしてくれるのにその日はしてくれなかったという理由であった。病院側も業務で忙しく、次からは配慮するという回答をいただいたが、お互いによく話し合い、コミュニケーションを取っていれば、そのような相談には至らなかったと思われる。合理的配慮について考える前に、よくコミュニケーションを取るべきである。

委員

歯科医師会では、障がいのある人に対し十分な治療ができるよう、「とちぎ歯の健康センター診療所」を開設しているが、予約が常にいっぱい2か月待ちの状況があるようだ。

障がいがあっても、身近な歯科で治療を受けられるようにするのが理想だが、障がいのある人には通常の診療の2倍、3倍の時間がかかることもあり、個人の診療所では対応が難しい。

近年は、市の夜間救急診療所を活用して、昼間に障がい者の歯科診療ができるよう市に働きかけているが、これも設備等の問題があり、実現が難しい。

委員

歯科医院では、自閉症の方に配慮してほしい。自閉症の方は、いきなり治療をされるとパニックになることもあるので、あらかじめどのような医療行為が行われるのかを手順にして示すべき。

委員

そこまでの配慮はスペシャリスト的になる。各診療所でそこまでできるのだろうか。丁寧に手順を説明すると30分以上かかることもある。

委員

合理的配慮は過重な負担を求めるものではない。毎回の治療の際に少しの説明を加えればよい、現実的に可能な対応として考えて行けばよい。

事務局

以前、歯科医師会の話聞いたが、診療時間がかかりかかるとのこと。合理的配慮ができるかどうかは、その時に持っている材料に左右される。市役所の障がい福祉課であれば手話通訳等、配慮ができるが、他の公的などところでは、出張の場ではどうか。

委員

合理的配慮は個人によって異なるものだ。自閉症であっても、麻酔してからでないと医師に掛からない人もいれば、普通の医師にかかれる人もいる。合理的配慮として、どのように対応するかは難しいものだ。

委員

今後も市と連携を図りながら支援を実施していきたい。

委員

差別解消法と虐待防止法の差は何か。事業所における通報の義務や対応の流れを教えてください。

事務局

家族や施設からの一般的な虐待の通報については、市の障がい福祉課の基幹相談支援センターにて受けている。施設での虐待は、県や市の保健福祉総務課、職場でのものは労働局で受けるなど、多機関で連携を図りながら対応をしている。地区市民センターの窓口では、様々な相談を受けており、職員のスキルがすべてに対応できるわけではないため、その際は本庁との連携を図っており、専門的な相談は本庁の所管課につなぐようにしている。

委員

差別解消法において、通報義務はないのか。

事務局

差別の通報義務はない。差別解消法の趣旨は、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての理解を深めることであり、差別か否かを判断するための法律ではない。

市では、差別解消に関する相談窓口を障がい福祉課内に設置するので、例えば店舗や飲食店などで、障がい者に対する差別的な取扱いの場面を目にした、などの事案については相談窓口でお受けしたいと考えている。

(2) 協議事項

特定疾患患者福祉手当の見直しについて

事務局

本日欠席の齋藤委員からは、今回の手当の見直しは妥当であるとの意見をいただいている。

委員

資料において、対象者の見直しとして、難病患者対象者約 3,000 人とあるが、これは特定疾患手当の対象者 5,300 人+3,000 人ということでしょうか。

事務局

国の制度から外れる人がいるので、3,000 人である。指定難病が 312 疾患に増えており、患者が増えれば人数も増えていくだろう。

委員

経過措置は 20 疾患が対象なのか。資料が分かりづらい。20 疾患が対象外になるようだが、人数が多いと思われる。経過措置の一定期間の実施はどれくらいの期間になるのか。

事務局

複数年である。

委員

先ほどの対応要領についても、市の独自性について伺ったが、この手当の見直しにおいて、国の指定疾患に合わせて見直すということで、市独自の部分がなくなるのか。

事務局

疾患に手当の支給対象を国が指定する疾患に合わせるため、市が独自に指定する疾患の患者への手

当は無くなる，という点では独自性が無くなるといえるが，この手当が，国や県からの補助金などを財源としない「市の単独事業」なので，手当自体に独自性があると考えている。

また，県内でも同様の手当を支給している市町があるが，支給額は本市が断トツで高い。他県だと，船橋市が入院割り増し支給をしているが，中核市では本市がトップ水準を維持しており，ここは市オリジナルの点である。

委員

現行の手当を新たなものに改正するという点が市民に伝わるよう，資料の文言は工夫しておくとうまいだろう。

5 その他

6 閉会